

高齢者保健福祉・介護保険事業計画策定検討部会について（案）

1. 検討部会の設置について

高齢者保健福祉・第10期介護保険事業計画の策定に向け、専門的かつ具体的な検討又は調査・分析を行うための専門部会として、下記のとおり2つの事業計画策定検討部会を設置する。
この専門部会は区関係部局職員で構成し、開催することとする。

	介護基盤検討部会	地域包括ケアシステム検討部会
検討内容	●概要 第9期計画までの介護施設等の整備状況や各介護サービスの供給体制について検証し、第10期計画以降の地域密着型サービス事業所等の整備方針や介護事業所の円滑な運営に資する人材確保・支援方策について検討する。 ※施設とは ・介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム） ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・地域密着型サービス事業所 ・特定施設（介護付き有料老人ホーム等） ・都市型軽費老人ホーム ・サービス付き高齢者向け住宅 ●主な検討内容（予定） ・地域密着型サービス事業所の整備方針 ・持続可能な制度の再構築等（人材確保や事業所支援施策の検討等） ・介護情報基盤について	●概要 第9期計画策定の際、「地域包括ケアシステムの深化・推進」が重要課題とされていた。 今後公表される介護保険制度の見直しを踏まえ、「地域包括ケアシステム」に係るこれまでの区の取り組みとその進捗状況の評価・検証を行うとともに、更なる推進に向けた課題や方策について検討する。 ●主な検討内容（予定） ・「板橋区版AIP」の評価・検証、今後の方向性について ・成年後見制度利用促進について ・高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施 ・認知症施策推進計画について
構成メンバー	●区関係部局職員 ・介護保険課 ・住宅政策課 ・おとしより保健福祉センター ・その他関係各課（オブザーバー）	●区関係部局職員 ・おとしより保健福祉センター ・介護保険課 ・健康推進課 ・長寿社会推進課 ・その他関係各課（オブザーバー）